

## 7 その他全般的事項

### <医工学研究科 医工学専攻>

#### (1) 設置計画変更事項等

| 認可時の計画 | 変更内容・状況, 今後の見通しなど |
|--------|-------------------|
| 変更事項なし |                   |

#### (2) 教員の資質の維持向上の方策 (FD活動含む)

##### ① 実施体制

###### a 委員会の設置状況

医工学研究科運営会議

###### b 委員会の開催状況 (教員の参加状況含む)

開催状況: 毎月1回

参加状況: 教員5名 (研究科長、副研究科長等)

###### c 委員会の審議事項等

各種ファカルティ・ディベロップメント (FD)に関すること 等

##### ② 実施状況

###### a 実施内容

新任教員のための研修会を実施

###### b 実施方法

講義形式

###### c 開催状況 (教員の参加状況を含む)

平成20年4月14日～4月15日

参加者: 新任教員等15名

###### d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

参加者から得られたアンケート調査の結果を次回開催の参考資料として活用し、より有効な研修会とするよう検討を行うことにしている。

### (3) 自己点検・評価等に関する事項

- ① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見  
(別紙のとおり)
- ② 自己点検・評価報告書
- a 公表(予定)時期  
自己点検・評価報告書の公表については、本大学院が完成を迎える平成23年3月末日以降を予定している。  
ただし、平成21年度中には中間的な自己点検・評価を行うように準備を進めていきたい。この中間の評価の内容を踏まえて必要な改善を行うこととし、その結果を速やかに公表したい。
- b 公表方法  
自己点検・評価報告書を刊行し、学生・教員及び関係団体に配布。大学ホームページ上でも公開予定。
- ③ 認証評価を受ける計画  
本学では、平成19年度に大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受審したところであり、当面、大学全体として認証評価を受ける予定はない。

### (4) 情報提供に関する事項

- ① 設置認可申請書
- a ホームページに公表の有無 ( 有 ・  無 )
- b 公表時期(未公表の場合は予定時期) (平成 20年 7月 1日)
- c 文部科学省ホームページから、貴学ホームページの「設置認可申請書」掲載ページへのリンク  
( ~~承諾する~~ ・ 承諾しない )
- d 上記で「承諾する」を選んだ場合、そのリンク先のアドレス  
(http://www. )
- ② 設置計画履行状況報告書
- a ホームページに公表の有無 ( 有 ・  無 )
- b 公表時期(未公表の場合は予定時期) (平成 20年 7月 1日)
- c 文部科学省ホームページから、貴学ホームページの「設置計画履行状況報告書」掲載ページへのリンク  
( ~~承諾する~~ ・ 承諾しない )
- d 上記で「承諾する」を選んだ場合、そのリンク先のアドレス  
(http://www. )

## 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

東北大学大学院医工学研究科の設置の趣旨・目的は、超高齢化社会における高度先進福祉社会を構築するため、医療・福祉に関する科学・技術の開発にあたり中心的な役割を担う学問分野である「医工学」を担う研究者、教育者及び技術者を養成することにあるが、これを達成するためには、入学者選抜、カリキュラム、履修指導体制、修学環境の整備等の教育研究体制全般のほか、管理運営体制に至るまで、自己点検及び評価並びに外部評価を実施し、「学生の視点に立って何が望ましいか」を常に念頭に置いた改善に努める姿勢が不可欠であると考えている。

したがって、毎年、学生による授業評価アンケート調査を実施し、その結果を教育研究体制の整備にフィードバックすることはもとより、自己点検及び外部評価に関する委員会による点検・評価を通して、不断の改善に努めたいと考えている。

東北大学大学院医工学研究科組織運営規程

〔平成20年3月31日〕  
規 第 55号

(趣旨)

第1条 この規程は、東北大学大学院医工学研究科（以下「本研究科」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(職及び職員)

第2条 本研究科に、次の職及び職員を置く。

研究科長

副研究科長

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

技術職員

その他の職員

(研究科長)

第3条 研究科長は、本研究科の業務を掌理する。

2 研究科長は、本研究科の専任の教授をもって充てる。

3 研究科長の選考は、本研究科の教授会（以下「教授会」という。）の議に基づき、総長が行う。

4 研究科長の任期は、2年とし、再任については、教授会の定めるところによる。

(副研究科長)

第4条 副研究科長は1人とし、研究科長の職務を補佐する。

2 副研究科長は、本研究科の専任の教授をもって充てる。

3 副研究科長の任期は、研究科長の任期の範囲内とし、再任については、教授会の定めるところによる。

(講座)

第5条 本研究科の次の表の左欄に掲げる専攻に、同表の右欄に掲げる講座を置く。

| 専 攻   | 講 座 名  |
|-------|--|
| 医工学専攻 | 計測・診断医工学、治療医工学、生体機械システム医工学、<br>生体再生医工学、社会医工学、○生体流動システム医工学、<br>○人工臓器医工学、○生体材料学、○生体システム制御医 |

|    |                  |
|----|------------------|
|    | 工学、○生体情報システム学    |
| 備考 | ○を冠する講座は協力講座とする。 |

(教授会)

第6条 教授会の組織及び運営については、別に定める。

(研究科委員会)

第7条 本研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の組織及び運営については、別に定める。

(運営会議)

第8条 本研究科に、研究科長の定めるところにより本研究科の運営に関する重要事項について審議するため、運営会議を置く。

2 運営会議の組織及び運営については、教授会の議を経て、研究科長が定める。

(運営協議会)

第9条 本研究科に、研究科長の諮問に応じて本研究科の運営に関する重要事項について協議し、及び研究科長に対して提言を行うため、運営協議会を置く。

2 運営協議会の組織及び運営については、教授会の議を経て、研究科長が定める。

(事務)

第10条 本研究科の事務については、国立大学法人東北大学事務組織規程（平成16年規第151号）の定めるところによる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、本研究科の組織及び運営に関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。